

指導監査対象社会福祉法人等の選定基準

この基準は、指導監査を実施するにあたって、指導監査調整会議において実地監査対象法人及び書面監査を行う施設を決定するため、その候補となる法人・施設を選定することを目的とする。

I. 社会福祉法人

評価	監査対象法人	具体的な要件	実地監査回数
A	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人であって、外部監査の実施等、施設経営における積極的な取組みを実施している法人	下記(1)	5年に1回 又は 4年に1回
B	A以外で、法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人。 <small>（ただし、法人に対する一般監査と施設に対する一般監査との実施の周期が異なり、併せて監査を実施することが本市及び法人にとって効率的・効果的と認められる場合は、3年に1回を超えない範囲で設定。）</small>	下記(2)	3年に1回
C	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められる法人	—	年1回又は随時

【具体的な要件】

- (1) Aに該当する法人(4年に1回、※の場合は5年に1回) ……現時点では該当法人なし
 下記【評価基準】①を満たした上で、【評価基準】②ア又はイに取り組んでいる法人
 ※ 【評価基準】②アに取り組んでいる法人で、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合に限り、5年に1回
- (2) Bに該当する法人(3年に1回)
 下記【評価基準】①を満たしている法人

【評価基準】

- ① 法令遵守の状況
- ア 社会福祉法人本部の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知(社会福祉法人に係るものに限る)に照らし、特に大きな問題が認められない。
- イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に大きな問題が認められない。
- ② 法人の積極的な取組みの評価
- ア 外部監査等の活用により法人の財務状況の透明性・適正性が確保されている。
- イ 苦情解決への取組みが適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組んでいる。
- (ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い福祉サービスの向上に努めている。又は「ISO9001」の認証を取得している
- (イ) 地域社会に開かれた事業運営が行われている。
- (ウ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

II. 社会福祉施設

i. 障害者支援施設

前年度の監査の結果、適正な施設運営が概ね確保できていると認められる施設については、実地監査を3年に1回とする。

したがって、令和4年度は、令和2年度以降実地監査を行っていない施設を対象とする。

ii. 老人福祉施設

前年度の監査の結果、適正な施設運営が概ね確保できていると認められる施設については、実地監査を3年に1回とする。

したがって、令和4年度は、前年度の監査の結果、適正な施設運営が概ね確保できていると認められなかった施設を除き、令和2年度以降実地監査を行っていない施設を対象とする。

※ 令和3年度の国の指針の改定により、監査の周期が2年に1回から3年に1回に緩和。

iii. 保護施設

前年度の監査の結果、適正な施設運営が概ね確保できていると認められる施設については、実地監査を3年に1回とする。

したがって、令和4年度は、令和2年度以降実地監査を行っていない施設を対象とする。

iv. 児童福祉施設

実地監査を1年に1回実施する。但し、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保できていると認められる幼保連携型認定こども園については、集合監査を実施する。

※ 令和4年度より、児童相談所設置に伴い、児童発達支援センター及び障害児入所施設の指導監査が奈良県から移管。

以上の選定基準に基づき、令和4年度の社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の対象を選定する。

ただし、市内における新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて、必要に応じて実地監査を延期し、又は書面による検査に切り替えて、実地監査を行わない場合がある。